

○滝川市庁舎広告掲出基準

平成18年 1 月20日要綱第 3 号

滝川市庁舎広告掲出基準

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滝川市庁舎（以下「市庁舎」という。）の広告掲出に関し、滝川市広告掲載要綱（平成17年 9 月26日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基本原則)

第 2 条 市庁舎に掲出する広告は、当該広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の掲出位置)

第 3 条 広告を掲出する位置は、市庁舎で市が指定した位置とする。

(広告の枠数、規格及び制限)

第 4 条 掲出する広告は市が指定した形式の広告とし、広告の枠数及び規格は、市長が別に定めるものとする。

2 掲出する広告物は、原則 1 枠に対して 1 つの広告物とする。

(広告枠の転売禁止)

第 5 条 広告主は、広告の掲出許可を受けた広告枠の権利の転売は禁止とする。

(広告料金の額)

第 6 条 広告の掲出に係る料金（以下「広告料金」という。）は、市長が別に定める料金（以下「基本料金」という。）のほか、別表に規定する市庁舎広告掲出場所等級別加算額基準に基づく金額を加算した額とする。この場合において、これらの金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(広告料金の納付)

第7条 広告主は、許可を受けた日から30日以内に市が指定する方法により広告料金を納付しなければならない。

(広告の掲出期間)

第8条 広告を掲出する期間は、1月単位で最長6月とし、更新を妨げない。

2 広告掲出期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）に基づく休日及び掲示板のメンテナンス以外の理由で広告を閉鎖したときは、その閉鎖日数に合わせ掲出期間を延長する。

(広告の破損等)

第9条 広告物の寿命等による破損の責任は、広告主が負うものとする。ただし、いたずら等による破損については、広告物は広告主が、広告媒体は市がその責任を負うこととする。

(広告主の募集)

第10条 広告主の募集方法は、ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

(掲出の承認)

第11条 広告主は、掲出しようとする広告の原稿をあらかじめ滝川市に提出し、承認を受けなければならない。なお、掲出後の軽微な変更は、第2条に規定する基本原則を遵守することとし、大幅な変更を行った場合は、滝川市の承認を受けることとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

別表（第6条関係）

市庁舎広告掲出場所等級別加算額基準

等級	掲出場所	加算額
A等級	1 Fフロア全般	基本料の25／100を加算する
B等級	2 Fフロア全般	基本料の10／100を加算する
C等級	その他のフロア	加算なし